

# ESP 船の船級維持検査に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 B 編

## 改正事項

ESP 船の船級維持検査に関する事項

## 改正理由

IACS は、ばら積貨物船及び油タンカーに対する強化された検査計画（ESP）に関する要件を規定した IMO 総会決議 A.744(18) 及び同改正決議 MSC.197(80) に基づき、これら船舶の検査に関する IACS 統一規則 Z10.1 から Z10.5 (Z10 シリーズ) を規定しており、これらの要件は本会規則にも取り入れられている。

このうち、二重船側構造ばら積貨物船の定期検査における精密検査の対象部材の取り扱いを明確化するために、2012 年 5 月に IACS 統一規則 Z10.5 (Rev.12) が採択されたため、同改正に基づき関連規定を改めた。

また、定期検査における圧力試験の要件に関して、清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの取り扱いをより明確にするため、関連規定を改めた。

## 改正内容

改正点は以下の通り。

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の第 2 回定期検査における精密検査の対象部材のうち、「1 個の横断面におけるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓材も含む。）」については、片舷の部材のみを対象とする旨を明記した。
- (2) 定期検査における清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの圧力試験の要件について、当該タンクが貨物積載区域内又は区域外に位置する場合のそれぞれの取り扱いを明確にした。